

プロジェクトの実施のために雇用される 若手研究者の自発的な研究活動に ついて

研究公正・業務推進部
研究業務推進課

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)

- 当制度に関する事務処理は内閣府（競争的研究費に関する関係府省申し合わせ）の定める実施方針（以下実施方針）に基づき作成しています。
- また、当資料は、事務処理説明書を抜粋していますが、黒字は原文であり、赤字が補足の説明です。

(A)概要



若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成(海外や所属するセクター外での活動を含む。)のため、プロジェクト(以下「研究開発」という。)の実施のために雇用される若手研究者について、研究開発費から人件費を支出しつつ、当該研究開発に従事するエフォート又は従事時間の一部を、研究開発の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動(以下「自発的な研究活動等」という。)に充当することが可能です。(研究活動のための経費は対象ではありません)

なお、適用にあたっては、研究開発の執行に責任を持つ研究代表者等(研究分担者を含む)(以下「PI等」という)は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援してください。

→ 当制度は若手研究者育成のために、AMED事業に従事する若手研究者が自発的な研究活動を希望する場合、対象者条件や実施条件に合致し研究機関が承認した場合には、AMED事業の従事エフォートの一部を自発的研究活動に充当することが可能となるものです。

(B)対象者



対象者は、原則として以下の全てを満たす者としています。

- 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費に係る研究開発の実施のために雇用される者（但し、PI等が自らの人件費を当該委託研究開発から支出し雇用される場合を除く）
→ 大学等の機関の若手研究者が対象であり、企業等は対象外です。
- AMEDが規定する『若手研究者』：研究開発年度4月1日時点において、①年齢が満43歳未満の者（昭和57年4月2日以降に生まれた者）、②又は博士号取得後10年未満の者のいずれか高い方を対象とします。③ただし、出産・育児又は介護により研究に専念できない期間があった場合は、①あるいは②に当該期間分（最長2年。延長の単位は月単位とし1月未満の日数は切り上げます（例：研究に専念できない期間が17ヶ月14日の場合は18ヶ月の延長となります。））加算することができます。なお、採択後は必要に応じて、出産・育児又は介護の事実及び研究に専念できない期間を証明する関係書類を提出していただく場合があります。当制度における若手研究者の要件は、大学等へ申請し承認された時点で要件を満たしていれば可とします。承認された場合、その後問題がなければ当プロジェクト中は適用されます。
→ 大学等へ申請し、承認された時点で要件を満たしていればよいです。
承認された場合は、その後問題がなければ当プロジェクト中は適用されます。
- 研究活動を行うことを職務に含む者

(C)実施条件



実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととしています。

- 若手研究者本人が、自発的な研究活動等を実施し、当該研究開発の一部に充当することを希望すること。
- PI等が、当該研究開発の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、研究機関が認めること。
- PI等が、当該研究開発の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該研究開発に従事するエフォート又は従事時間に対する20%を上限とします。)

→ 要は本人の希望、当プロジェクト推進に寄与し支障がないというPIの判断、そして機関の承認があること。

さらに、自発的な研究活動が当該研究開発に従事するエフォートの20%以内であることです。

(D)従事できる業務内容



上記(c)の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

(E)実施方法【研究機関における手続き】



→ 研究機関における手続きは、事務処理説明書記載の実施方法にある標準的な手続き(フロー図)に従ってください。(本資料P11,P12参照)
承認申請書、承認通知書、実績報告書等の書類は、実施方法が提示する様式例をAMEDのホームページに掲載していますが、これはあくまで例であります。(本資料P13,P14,P15参照)
最終的には、研究機関の責任で制定してください。

● 申請方法

申請に関する標準的な手続は、「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおり、若手研究者を管理するPI等が所属機関に対して申請します。

● 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、「自発的な研究活動等の報告手続」のとおり、若手研究者を管理するPI等が所属機関に対して活動について報告します。

● 活動の支援、承認の取消

PI等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、適宜実施状況を把握し、当該研究活動等を支援するとともに、承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう必要に応じて助言を行ってください。

なお、当該研究活動等が実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができます。

(F)AMED の対応について



- 適用開始時期

令和2年4月以降開始する(継続課題を含む)

- 手続等

PI等は、当該研究開発の実施のために雇用される若手研究者による自発的な研究活動等の実施について、AMED に対して以下の手続を行ってください。

＜事前に実施を決定している場合＞

研究開発参加者リストの自発的若手研究者登録欄に●をつけてください。(P17参照)

また、研究機関内での承認申請書、承認通知書のコピーを提出してください。

→ 研究開発計画書の添付資料として、上記の書類を提出します。なお人件費手続きには別途書類が必要です。例えば、大学等のエフォート適用者であればエフォート証明書が必要です。

＜期の途中で実施を決定した場合＞

研究開発参加者リストの自発的若手研究者登録欄に●をつけ、変更届及び研究機関内での承認申請書、承認通知書のコピーを添付して提出してください。

→ 従来からのエフォートを変更せずに、その中で自発的研究活動を行う場合はこの手続きでよいのですが、この機会にエフォートを増やして、自発的研究活動を行う場合は、エフォート変更手続を同時に行ってください。

すなわち、変更届と参加者リストには若手研究者登録とエフォート変更の内容を記載し、変更後のエフォート証明書も提出します。

→ エフォート証明書記載時の注意： 自発的研究活動は当該事業のエフォートの内数となりますので、当該事業欄のエフォートは自発的研究活動を含めた率を記入し、備考欄に、自発的研究活動〇%含むと記載します。(P16参照)

自発的研究活動に従事したエフォート又は従事時間の一部(内数)として人件費を計上してください。

→ 自発的研究活動は、当該AMED事業のエフォートの中で行っているわけですから、人件費の計上は、あくまで当該事業分として一緒に計上します。

計上方法は事務処理説明書の「人件費【大学等】のエフォート適用者の処理」に準じます。すなわち、必要書類は、エフォート証明書【経理様式B-6】、人件費精算書【経理様式B-5】、従事状況報告【経理様式B-7】であり、これにAMEDが求めた場合には、次項に記載のある、研究機関内の書類である自発的研究開発活動等活動報告書のコピーを提出します。

これは自発的研究活動が当該研究開発事業のエフォートの20%以内であったか、要件違反はないか等を確認させていただくためです。(P15,P16,P18,P19参照)

備考欄に「うち若手研究者の自発的活動〇%」と記載して下さい。

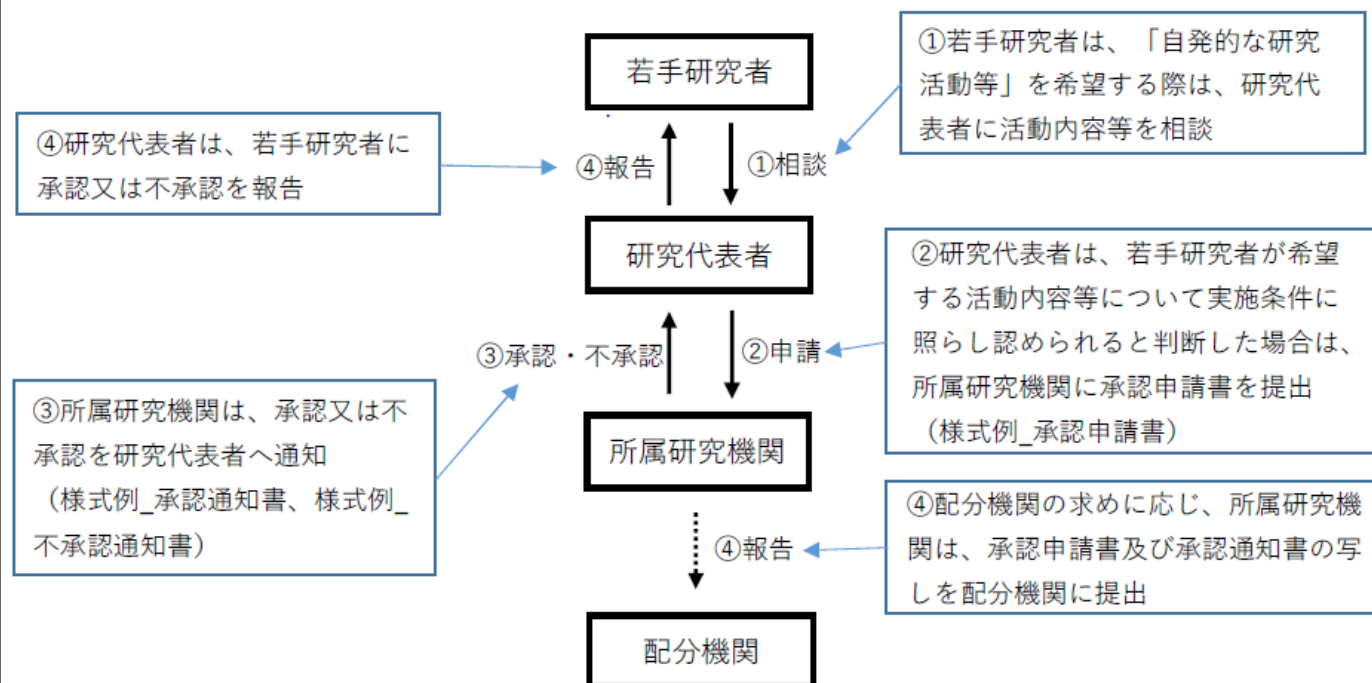
- 活動報告等

AMED から求めがある場合は、研究機関内での活動報告書等の提出、報告をしてください。(本資料P15参照)

なお、実施条件に違反していることが確認された場合には、研究機関に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求めることや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、必要な措置を講じます。

自発的な研究活動等の承認申請手続

（研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合）



AMEDの場合

〈研究開発当初から決定している場合〉

研究開発参加者リストの自発的若手研究者登録欄に●

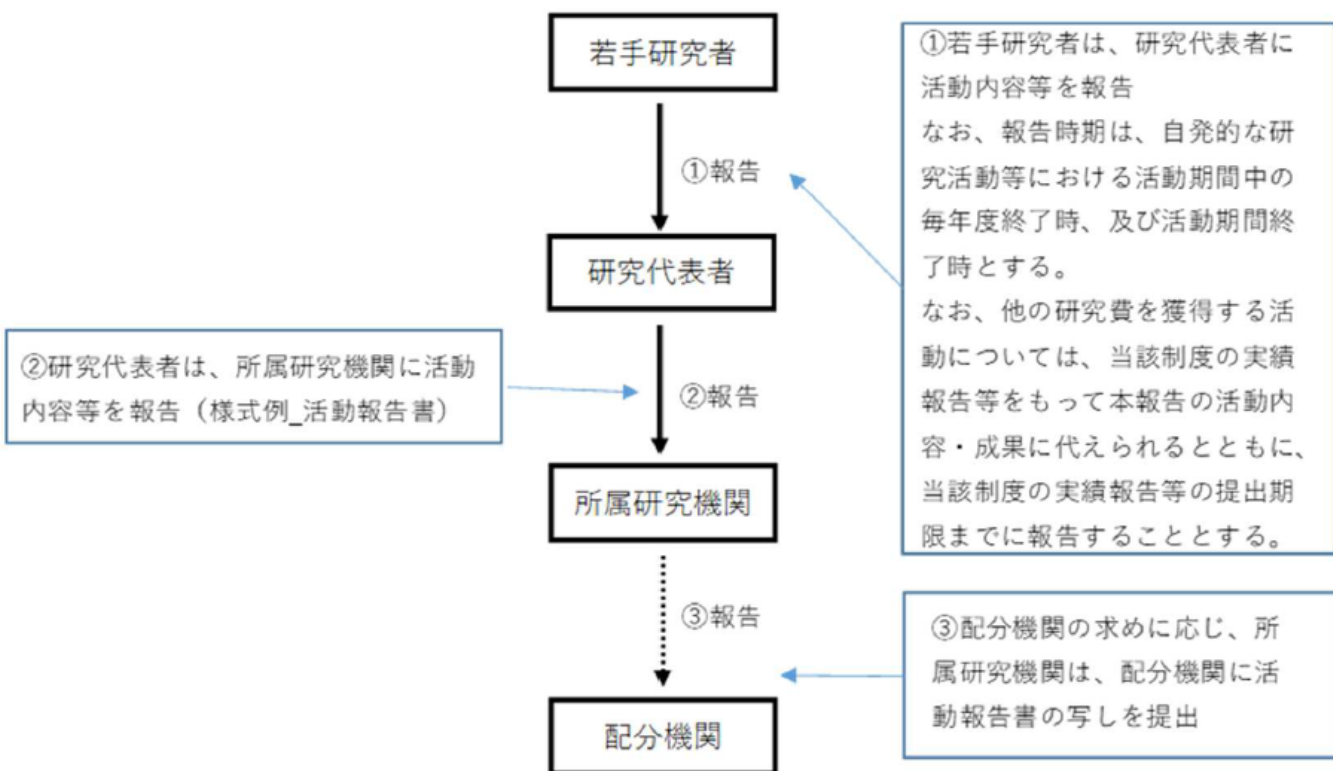
研究機関の承認申請書と承認通知書のコピーを研究開発計画書に添付

〈研究開発の途中で実施を決定した場合〉

上記の資料＋変更届

注：人件費手続き書類は別途必要（例えばエフォート適用者であればエフォート証明書）

自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



AMEDの場合

人件費の計上は若手研究者の従事するAMED事業のエフォートの内数として行う。

（例）エフォート適用者であれば、エフォート証明書、人件費精算書（大学用）、従事状況報告書＋AMEDが求めた場合は研究機関内の自発的研究活動報告書のコピー

様式例

<研究機関の承認申請書>

様式例_承認申請書

課題管理番号
年 月 日

所属研究機関 殿

研究代表者：
(又は研究分担者)

自発的な研究活動等承認申請書

本研究開発において、下記の者が自発的な研究活動等を行うことを希望したため、内容等を確認した結果、当該研究開発の推進に資する活動であり、また支障がないと判断したことから申請します。

研 究 開 発	
事業名	
プログラム名	
研究開発課題名	
活動期間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
氏名	〇〇 〇〇
※自発的な研究活動等を希望する者	
本研究開発内で行う研究活動のエフォート	〇% (自発的な研究活動等を含んだ当該研究開発の全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活動期間	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
金額 (年度ごとに記載)	〇〇円(〇年度:〇〇円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容	(例) 日本学術振興会が公募している科学研究費助成事業(科研費)の基盤研究(C)に応募し、当該研究課題に係る研究を行いたい。 研究内容は、〇〇〇・・・
本研究開発との関連性	〇〇〇・・・
自発的研究活動等のエフォート	〇%

※1 若手研究者は、自発的な研究活動等を実施する前に手続きを行う。
※2 複数の自発的な研究活動等を申請する場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。



様式例

<研究機関の承認通知書>

様式例_承認通知書

課題管理番号
年 月 日

研究代表者 殿
(又は研究分担者)

所属研究機関

自発的な研究活動等承認通知書

○年○月○日付けで申請のあった自発的な研究活動等について承認します。



様式例

<活動報告書>

様式例_活動報告書

課題管理番号
年 月 日

所属研究機関 殿

研究代表者：
(又は研究分担者)

自発的な研究開発活動等活動報告書

○年○月○日で承認された自発的な研究開発活動等について、以下のとおり研究内容等を報告します。

補 助 事 業	
事業名	
プログラム名	
研究開発課題名	
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
氏 名	○○ ○○
※自発的な研究活動等を希望する者	
本研究開発内で行う研究活動のエフォート	○% (自発的な研究活動等を含んだ当該研究開発の全仕事時間を100%とし、それに対する自発的な研究活動等を除いた研究活動の割合を記載する。※80%以上)

自 発 的 な 研 究 活 動 等	
活動名	(例) 科学研究費助成事業(科研費) 基盤研究(C)
活動期間	○年○月○日から○年○月○日まで
金額 (年度ごとに記載)	○○円(○年度:○○円) ※上記資金からの人件費(給与・報酬等)の受給はない。
活動内容・成果 (本研究開発との関連性については後述)	(自発的な研究活動等の成果) ○○○・・・ ※他の研究費を獲得した活動については、当該制度における実績報告や成果報告を添付することによる報告を可能とする。
本研究開発との関連性	○○○・・・
自発的研究活動等のエフォート	○%

※ 複数の自発的な研究活動等を実施している場合は、自発的な研究活動等ごとに記載する。



経理様式

<エフォート証明書>

大学等においてエフォート適用者として人件費計上する場合の書類



(経理様式 B-6) (国立研究開発法人日本医療研究開発機構へ申告用)

エフォート証明書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
理事長 殿

課題管理番号	〇〇〇〇
事業名/プログラム名	〇〇〇〇
課題名	〇〇〇〇
研究開発担当者 所属・役職・氏名	〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇 〇〇
事業期間	RO/4/1~RO/3/31

研究員氏名	雇用契約の 形態	当該事業エフォート (%)	当該事業以外の エフォート (%)	従事期間	備考
〇〇 〇〇	年俸制 (裁量労働)	40	他業務 : 30 自社業務 : 10 〇〇業務 : 20	RO/4/1 ~ RO/3/31	
〇〇 〇〇	年俸制 (裁量労働以外)	70	他業務 : 20 自社業務 : 10	RO/4/1 ~ RO/9/30	
〇〇 〇〇	月給制	100	無し	RO/4/1 ~ RO/3/31	うち若手研究者の自発的活動 20%

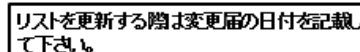
令和 〇年 〇月 〇日

上記の者が、上記エフォートにて従事させることについて申告致します。また、本人に当該事業従事率にて従事することとなる旨、書面より通知します。

住所 〇〇〇〇
名称 所属機関名
申告者 (所属 役職 氏名)

※提出先、提出者については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構で定める。
※申告者は人事管理者を記載してください。

＜研究開発参加者リスト＞



記入例

エフォート適用者のエフォート(%)について記載誤りが多いので、必ず右記の記入要領を確認して下さい。

作成日(更新日)

→ 令和〇年〇月〇日

國際管理番号

□□□□□□□□

薛克明保研知点 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

所属、役職名やエフォート率などが変更の場合は、1行追加して記入し、前後の情報を残してください。前情報の終了日は変更前日を記入。後情報の開始日は変更日を記入。

①本情報は、提携からの連絡・案内に使用するほか、研究者の構成等の調査に利用します。なお、個人情報内容に関する被害は発生しません。また、本様式は個人情報を含むため、提携への提出以外の配布は行わないでください。

②本様式の記載内容に変更がある場合は、提携へ最新版を提出してください（作成日を更新してください）。参加者が離脱した場合も削除せず、離脱時期を「※期間満了の終了年月日」欄へ、記載してください（所属は離脱時のままで結構です）。

③本様式に添付されている方は、研究倫理教育を修了するとともに、所属機関の利益相反管理立案等も遵守するよう訓練に对应していただきます。

経理様式

<人件費精算書>



(経理様式B-5)

令和 年度 人件費精算書（エフォート管理及び専従者専用）

課題管理番号：

機関名															
事業名 / プログラム名															
研究開発課題名															
作業者名															

給与支給 対象期間	基本給 〔1〕	諸手当 〔2〕					小計 〔=〔1〕+〔2〕〕	社会保険料事業主負担分						当月合計 〔A〕	エフォート 〔B〕	計 〔C〕 〔=〔A〕+〔B〕〕
		通勤費 〔※2〕	時間外手当	〇〇 〔※3〕	****	〇〇 〔※3〕		厚生年金	健康保険	介護保険	児童手当	労災保険 〔一般拠出金含む〕	雇用保険			
4月分																
5月分																
6月分																
賞与〔※1〕																
7月分																
8月分																
9月分																
10月分																
11月分																
12月分																
賞与〔※1〕																
1月分																
2月分																
3月分																
計																

※1：賞与は支給対象月完了後に計上して下さい。

※2：通勤費は月ごとの計上とし、**税込額**を計上してください。通勤費を複数月分まとめて支払った場合は、月数で按分した金額を各月に記入してください。
（通勤費以外の手当でも支給額が確定しており、前払いで支給される手当は経過月ごとに計上できます。）

※3：「〇〇」は、各大学で規定されている手当を記載してください。（手当の種類ごとに列を分けて（追加または削除して）記載してください）
諸手当は、原則として、扶養手当・住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。祝金・見舞金等は認められません。

※4：専従者の場合は、エフォート率を従事率と読み替えて100%と記入してください。

経理様式

<従事状況報告>

大学等におけるエフォート適用者
として人件費を計上する場合の書類



(経理様式 B-7) ◀

(必要に応じ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構へ写しを提出) ◀

従事状況報告 ◀
(○ ~ ○月分) ◀
※報告の範囲については、研究機関により適宜決定する◀

所属研究機関 殿 ◀
(写) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 理事長 殿 ◀

課題番号 ◀	○○○○ ◀		
事業名 ◀ プログラム名 ◀	○○○○ ◀		
課題名 ◀	○○○○ ◀		
事業期間 ◀	R〇/4/1~R〇/3/31 ◀		
業務従事者 ◀	所属 ◀	○○〇〇研究科 ◀	職名 ◀ 研究員 ◀
	氏名 ◀	○○ ○〇 ◀	雇用形態 ◀ 年俸制 (裁量労働) ◀

上記の者の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。 ◀
○従事内容等 (各業務の従事内容・進捗状況について記載する) ◀

令和 年 月 日 ◀

研究開発担当者 所 属: _____ ◀
役 職: _____ ◀
氏 名: _____ ◀

提出先、提出者については、研究機関で定める。 ◀

説明は以上です。

AMEDホームページ(事業手続き 様式集など)に内閣府作成の実施方針やFAQ、機関の標準的な手順で必要となる書類の様式例などを掲載しておりますので必ずご覧いただくようお願いいたします。